

福島内閣府特命担当大臣記者会見要旨

泉内閣府大臣政務官同席

(平成21年10月8日(木) 17:25~17:52 於:消費者庁4階 記者会見室)

1. 発言要旨

(福島大臣)

特保にかかる表示の許可を受けているエコナ関連製品については、食品 SOS 対応プロジェクトにおいて精力的に議論を重ね、本日プロジェクトリーダーである泉政務官から取りまとめが報告されました。私達3人で先ほど記者会見をした次第です。

その後本日午後3時頃、花王株式会社から本件に関する特保にかかる表示の許可について、管轄の保健所に失効届を提出したとの報告がありました。一般に失効届とは、特保にかかる表示の許可を受けたものが、その商品の販売や製造を中止した時に、当該許可が効力を失ったものとして当該事業者が届け出るものです。

本件については、先程の記者会見の通り、再審査手続きを早急に開始するよう指示を致しました。失効届が提出されたことを受けて、再審査手続き、これは実はもう指示を出したところなんですが、止まることになりました。

花王株式会社の判断は、消費者の声、消費者庁の考え方、消費者委員会、この様々な意見を踏まえて、社会的責任をきっちり果たすといった判断をされたものだと思っております。25日の時点では、取り消しなどを考えてないといったことの判断だった訳ですが、その後、消費者、それから消費者委員会、消費者庁、この判断を受けて社会的責任という観点から判断をして頂けたというふうに考えております。今後、花王株式会社においては、食品 SOS 対応プロジェクトによる今回の取りまとめを受けて、いっそう十分に消費者の立場で、踏まえて頂くことを強く求めていきたいと考えております。

本日まとめました、食品 SOS 対応プロジェクトのまとめ、とりわけ特保の食品に係る取りまとめにつきましては、これは花王だけにとどまらず、一般的な私たち消費者庁の態度表明をしたものです。今後、本日まとめた結果はですね、一般論としてきちんとやっていきますし、今日大きく消費者庁が踏み出したということですね、それは大きいと考えております。

以上です。

2. 質疑応答

(問)

先程会見で再審査手続きをもう行ってらっしゃるというふうにおっしゃっていて、実際にその諮問書が出されているようなのですけれども、実際手続きというのがどこまで進んでいるのか教えて頂きたいのと、今回、再審査手続きが止まることになったということだったのですが、諮問書はどのように扱われるのか、今後の対応について教えて頂

きたいのと、失効届というのはもう管轄の保健所に出したということで、それはもうそこで効力を発生するというか、もう特保ではなくなってしまうものなのでしょうか。その3点について教えて頂けないでしょうか。

(泉政務官)

まずですね、我々が、今ちょっとそんなにコピーをしていないもので恐縮なのですが、食品安全委員会と消費者委員会の方に出した諮問書であります。食品安全委員会と消費者委員会の方で、どこまで上がっているのかということについては、実は内部のあちらの話なので、そこまで私は承知をしていないわけですが、こちらの方からは届出というか意見をお出しをさせて頂いたといった状況まではいっておりました。

消費者庁の方に確認をしましたら、失効届そのものは事実上、例えば商品の流通が停止をした状態で、例えば企業によっては、そのままもう商品を流通できない状態になる企業があると。その場合には自動的に失効するというものもあるそうなんですね。しかし、今回の場合は失効届というものをお出しになられた。解釈としては、花王さんが販売自粛をされた時点で、あるいは製造を停止した時点で失効状態と解釈することもできるのかもしれません、ここは今後確定していく話かもしれません、今回はその失効届が、確かに販売再開をするかもしれないというお話だったので、今回はこの届出が出された時点で失効ということになるということを、消費者庁の方から聞いております。ただ、届出の原文、というかそのものはですね、私達もまだ見ていないという状況ですね。

(福島大臣)

ポイントは、特保にかかる表示の許可についての失効届なので、私達も本体そのものというよりは、ここで問題にずっと私達がしてきたのは特保に関する事なわけですね。特保について取り消すかどうかの再審査手続きをやって諮問をしたと。

特保にかかる表示の許可について、失効届が出たということなので、そうすると再審査手続きは止まるし、その事業者はその特保についての表示の許可があったわけですが、それがなくなったということです。

(消費者庁長官)

午後に手続きを始めまして、消費者委員会事務局に諮問書を提出しましたのが14時40分頃、それから食品安全委員会事務局に15時頃に提出を致しました。その後15時過ぎに、先程の花王の失効届が提出したとの連絡を受けましたので、私直ちに大臣にご報告を致しました。そして大臣のご指示を頂いて、この手続きを中断、中止することを決定致しました。その旨を16時半頃、とりあえず一報として、それぞれの事務局、食品安全委員会、消費者委員会に諮問書を取り下げる旨の一報を致して、現在、決裁等の事務的

な手続きをやっておりますが、既に取り下げるという意向は両委員会にはお伝えをしております。手続きの現状は以上でございます。

(問)

手続きのことをもう一つだけ。地元の保健所で受理した時点で、もうこれは取り下げを手続きとしては完了、もう手続き上は終了ということですね。原文は特にこちらに届いていない、中身は見ていないけれども、もうこれで…

(泉政務官)

現状で受け付けければ。

(問)

もうそれで、取り下げということになるんですね。わかりました。

(問)

プロジェクトチームの議論の中で、法律上最大限できるところまで検討してやっていくと判断したと思いますが、今回失効という扱いについて、自主的に業者が判断する前に消費者庁の方の側から行政指導というかたちなり、行政というか、どういうかたちができるかわからないのですが、そういうのができないのか、できるのかというのは検討されたのでしょうか。

(泉政務官)

はい。失効届についてですね、いろんな選択肢を考える中で、失効届というものが、手続きがあるということは議論はされました。されましたが、これは主にやはり事業者側がされることであるということの判断もありましたので、報告書の中ではあえてそこには私達は触れませんでした。

確かに行政指導みたいなことでですね、失効届を出しなさいと言って、渡して頂く方法もあるのかもしれないですが、いわゆる行政指導というものは、必ずしも国民に見えやすいものではないということも、これまでの中で指摘されてきたことでもありますので、報告書として、我々が全ての選択肢をあげるのではなくて、我々の思い、我々の方針、我々の見解、そういうものをあげる中には、それをあえて入れなかつたということで、この報告書を出させて頂いたということですね。

(問)

今回、花王側から失効届を出すということについて、事務方とかに事前に相談とかはあったのでしょうか。

(泉政務官)

事務方にはないということですね。

(問)

その「ない」ということについてですね、「リスクコミュニケーションをしっかりとしなさいよ」というところ、これまででもお話の中で申されてきたと思うのですけれども、そこの管理監督する立場の消費者庁というのに対して、なんの相談もしなかった、せずに失効届を出したということに関しての受け止めはどう捉えていますか。

(泉政務官)

確かに、その辺はどちらの方法もあると思いますし、またどちらの方法もプラスで捉えることもできれば、おそらくマイナスで捉えることもできるんだと思うんですね。ですから、必ずしもどちらかが正しい判断だったということには、私はならないのかと思います。おそらく、大企業ですから、それなりのおそらく法務部門みたいなものもあって、いろんな同じように選択肢を検討されていると思いますので、そういうお答えが出てくるということはあり得ることでしょうし、我々が今回方針として出さなかつたということは、先程お話しましたけれども。

おそらく 9 月 25 日に、ああいった消費者の皆様との集会があつてですね、そこで明確に失効届みたいなものは、あるいは取り消し手続きと当時は言っていたと思うのですが、そういうものはしないということをおっしゃられていたのですね、おそらく内々に検討される事情があったのではないかと思いますね。そこはちょっと、計り兼ねるところがありますけれども。

(福島大臣)

事業主、事業者の失効届を出すかどうかは、これは極めて重いことで、事業者自身のこれは判断であつて、大臣や消費者庁がですね、出す出さないとか、それを相談があるないとか、いう立場ではないというふうには思っております。相談がある場合もあるでしょうし、ない場合もあるかもしれませんし、それから、ないからといって、そのことがどうのこうのという問題ではないと。私自身は、事業者、それから消費者庁、消費者委員会が消費者の立場からそれぞれきっちとこの問題について真摯に受け止めて、判断をし、私達も報告書をまとめたと思っています。今回の私達の報告書は、特保一般についての一つのルールと考えておりますし、その点では、良かったという風に考えています。

(問)

大臣がよく言うですね、情報の一元化とかですね、消費者にわかりやすくという観点からいうと、今回の経緯でいうと一日のうちに複数の発表があるわけですよね。

その点は僕らからは、一連で見ているからわかりますけど、消費者の方から見たら、何が起こっているのだろうというような誤解も生まれかねないと思いますけれども、その点はどう思いますか。

(泉政務官)

確かに消費者の皆様が、明日、明後日、明明後日とですね、どういう反応になるのかというところがあると思いますが、情報が、いろんな情報が一気に同じ日に流れるということまで、なかなか私達も想定して動きをしているものでもありませんし、私達だけで動いている訳ではありませんので、私達としては基本的には 2 時にこの発表をしてですね、一つの見解を示して、手続きに入っていたので、そこからさらに花王さんが実際に動かれて、おそらくそれは、我々のプロジェクトチームのヒアリングにもお越しを頂いてですね、そして議論も聞き、消費者委員会のおそらく議論もですね、いろんな形で入手をされてるというか、把握はされていると思うんですね。そういう中で判断をすると、わかりませんが、もしかしたらこの報告書の話だって、それは当然なんらかの形で情報を得ているとは思いますので、そういう意味での花王さんのご判断があって、この時間になったとしたら、それに対応して我々もですね、手続きを止めるくらいの発表はしなくちゃいけないと思っていますので、あえて発表をしない方法もあったのかもしれません、初めての、なにせ、初めての手続きなものですから、やっぱりそこは丁寧に皆様に手続きを中断をするということは、我々も慣れない会見なもので申し訳ないのですけれども、そういう思いで、今回は二度目になってしまった、ということでご理解頂ければと思います。

(問)

今回、再審査の手続きが進まないと。再審査をしていくと、その透明性と言いますか、我々も知らなかったことがわかるようなことが出てきたかもしれない、という思いが少しはあるのですけれども、失効届を出したことによって、何か失うものというか、見えなくなるようなものがあるというような懸念はございますか。

(福島大臣)

再審査の手続きもおそらくこれが初めてですよね。ですから、再審査をどのような角度、どのような、例えば丁寧さや時間や、再審査の中身そのものわからないので、もちろんこの中で透明になったこともあるかもしれません、そもそもこれは食品安全委員会で審査中ですので、食品安全委員会で黒か白かとか結論が出る期間があまりに長い為

に、私達はこういう風に再審査ということに踏み切ったということですから、それは最終的には食品安全委員会が科学的知見で最終的に出されると考えています。今大事な事は特保に関する問題、このことについて、はつきり、迅速に動くことだと思いましたので、角度は違いますがその目的は一定程度達したとは考えております。

(問)

関連してなのですけれども、踏み出したというところを決断したといったことの意味合いはわかるような気がするのですが、でも比較的それは、内部的ないろんな意味合いがあるのかなと思いますが、一般の人からした時にですね、今回のこの再審査の意味合いというのは、やっぱりアナウンスメント効果があったんじゃないかなと、再審査をしますと打ち上げて、今後手続きが進めば、節目節目毎に、消費者庁は再審査をしているんだと、危ないかもしれないからちゃんとやっているんだ、とアナウンスメント効果が今後ずっと続くというところに大きな意味があるんじゃないかなと私は受け取っていました。

それが今回結局、取り下げてしまったことで、要はその辺の効果が失われてしまったんじゃないかなと思っているのと、後一方で、取り下げてはいるけれども、やっぱり安全ですっていうんですね。安全は変わりませんと、だけど取り下げましたと。結局元の状態に戻ってしまった感が。完全に戻ったとは言いませんけれども、やっぱり当初の効果、狙い通りにはなっていないという部分が、やっぱりあるんじゃないかなと思うのですが。

(福島大臣)

2点おっしゃったのですが、私は今回、食品対応SOSプロジェクトをつくり、泉政務官に頑張って頂いて、特に報告書をいろんな形で消費者庁でそして、昨日も消費者委員会で大いに議論をし、最終的にこういう形でまとめたということは意味があり、且つ、特保を取り消すかどうかの再審査手続きに入ったということは大きいと思っているんです。

おっしゃる通り、手続きが進めばアナウンスメント効果があったかもしれません。しかし、何が大事かと言えば、国民の、消費者の健康や命に関することで、きちんと動いていくことなわけですから、アナウンス効果よりも早期に目的を達することに意義があると考えております。再審査手続きが進んで最終的に結果が出る、ということも大事かもしれませんが、この段階で特保は実際は力を失った訳ですから、私はアナウンスメント効果というよりも、このエコナの件だけではなくて、今後も同じようなこともあるかもしれませんので、消費者庁のアナウンスメント効果よりも、実際、自主的に特保がなくなった訳ですから、私はそれはそっちの方が時間の短縮という意味でも、意味合いはちょっと違いますけれども、大きいと思っています。2点目の広報のあり方やその

他についてはまた検討致します。

(問)

このタイミングを見るとですね、花王があたかもこのタイミングを見て失効届を出したという風にも見えますけれど、それについて、花王の対応についてはどのようにお感じになられるかというのを。このタイミングですね。

(泉政務官)

いろんな解釈があるとは思うのですが、もし、このタイミングを見計らってやったとしたら、それもそれで、我々のこの報告書の意味はあったのかな、というふうに私は思います。

やはり消費者は、先程大臣がおっしゃったように、いろんな不安を感じてこられた。この対応について誰にぶつけていいのかという思いがあった。その中で行政機関がメッセージかもしれないけれども、一つの方針を出した。それによってだけではないかも知れませんが、合わせ技で最終的な決断をされたとすれば、それは一つの効果はあったと思いますし、そしてこれは、先程大臣からお話がありましたけれども、この件ではここで一区切りがつきますけれども、この後にかなり積み残し課題があります。先程言ったように、中長期的には特保の制度について消費者委員会の方で引き続き検討するということ、そして食品安全委員会の中で、引き続き DAG 油ですか脂肪酸エステルについては、これは研究は続いて行くだろうと、まだ推測のレベルですが、おそらくそうだろうと思います。

そういうことを考えるとですね、今後も研究は続いていくし、課題もしっかりと検討は続けていく中で、企業さんがある種、見計らったかもしれません、我々の判断に背中を押されたのであれば、それは一つの大きな進歩というとおかしいですね、大きな転機になったのではないかと思います。

(問)

その関連で大臣も同じ思いということでおろしいですか。

(福島大臣)

はい。

(問)

関連ですけれども…。

(福島大臣)

いや、今ので、もう、政務官がおっしゃったので、それで十分なのですが、消費者庁と消費者委員会、あるいは消費者の皆さんのが動かなければ、こういう事態にはならなかつたと思っております。その意味では事業者が考えてもらったというかですね、肩を押す役割は果たしたのではないかと思います。

(問)

取り消しの前にですね、早め早めに再審査をすることで、再審査中であることをアピールするとか、企業側の自主的な対応を促していくという目的も、前の会見ではおっしゃっていましたけれども、今回この花王がこういう風な対応をしたのは、そういう効果が現れたというふうに評価をされているのでしょうか。

(福島大臣)

はい、その通りです。

(泉政務官)

もちろん、おそらく、これだけでということは多分ないと思うんですよ。それは過去からの、過去からというか、この一ヶ月ぐらいの中の動きの中で、多分、総合的な判断で節目になったということだと思いますけれどもね。

(福島大臣)

私達は消費者担当なので、消費者庁と消費者委員会と思いますが、やっぱり一番大きかったのは消費者の声ではないでしょうか。そのことを事業者が社会的責任として、重要視されて対応されたのだと思います。

(問)

消費者としては、取り下げをしましたが、要は安全かどうかっていうことがまだわかつてないのに、腑に落ちないという印象はあるんですけども、今後、将来的な法改正といいますか、失効届を出してしまえば、消費者庁としては調査できないということになりますよね。それはどうお考えですか。

(福島大臣)

これは、特保の件に関する失効届ですので、食品安全委員会における食品の安全についての審査は続くわけです。私は食品安全担当の大臣としたらですね、できるだけ食品安全委員会での結論が早く出るような体制をきっちりつくるとかですね、そういうことで科学的知見でやるのが食品安全委員会ですから、そういうところなどの審査が迅速

にもっと進むようにということをやっていきたいと考えています。

(問)

食品安全委員会の結果が出たら、消費者庁としても、広報というかなんらかの形でアナウンスをすると。

(福島大臣)

もちろん。食品安全委員会で結論が出れば、それはもう、第三者委員会としての科学的知見が表明されたということなわけです。現在、ということなので、それは、食品安全委員会の機能強化や、迅速に出来るようにということを担当大臣としてはやっていきたいと考えています。

(泉政務官)

今回の報告書の一番下の部分にまさにそれが書いてあって、消費者庁と連携した、さっきは言葉については気をつけろという話がありましたが、リスクコミュニケーションのことが書かれていますので、消費者庁のやはり中間報告だと、食品安全委員会のですね、中間報告なんかが出ることもあると聞いてますので、例えばやっぱりそういうものが出了場合にはですね、消費者庁としてちゃんと情報を伝達をしていく、発信をしていく、公表をしていくということは大事だと思いますね。

(問)

ちょっと基本的な事をお伺い致します。特保の指導要領ですね、これ、今はもう消費者庁の指導要領になるんですよね。

(泉政務官)

はい、そうです。

(問)

再審査の機会が失われたっていうことに関して、ちょっと深めてお聞きしたいのですけれども、昨日の消費者委員会の方でもですね、委員の方から、どうしてこれが特保になったのかといったところ、経緯も含めて、検証する必要があるだろう。そういう意見が出ていました。その機会がですね、ある意味、ちょっと失われた、ということにならないのかなというのがあるんですね。つまり、やはりこの経緯を見てくると、途中からいろんな知見が出て、更に追加調査、追加調査でやってきているわけですが、実際 6 年もかけてやっているわけですね。そういったところ、一般の消費者からすると、非常に見えにくい。その辺りが再審査によって解明されるのかなといった期待もあったので

すが、それについていかがですか。

(福島大臣)

再審査はこれで中止になるわけですが、おっしゃった特保を許可した時の経過や、その問題点の検証は必要だと考えています。それは、失われるとは考えておりません。

(泉政務官)

それは可能性が 2 つあって、消費者庁でやる方法もあればですね、それこそ食品安全委員会の中で、やはりこの事例を生かした検討というものは、私達が言うべきことではないのかもしれません、可能性としてはあるのかと思いますね。

(問)

それは既に、こういう形でやっていこうと青写真的なものはありますか。

(福島大臣)

今日の今日ですから、ありません。まだ、ありません。ただ、昨日の消費者委員会ではいろんな意見が出ましたもんね。今後、協議していきます。

以上